

## 【声明(速報)】高浜原発運転差止仮処分を覆した福井地裁決定は司法の責務の放棄

2015年12月25日

緑の党グリーンズジャパン 運営委員会

福井地裁は昨日、関西電力高浜原発3・4号機の運転差し止めを命じた4月の同地裁仮処分の画期的決定(\*1)を覆し、関電の異議を認めて仮処分を取り消しました。今回の決定は、原告側の指摘する論点に真正面から答えておらず、到底承服できるものではありません。東京電力福島原発事故の深刻さを経験しながら、政府が再稼働を強引に進め、多くの立地自治体や規制委員会さえもその流れを止めようとしない中で、司法こそが原発事故の危険性に向き合うべきであるにもかかわらず、その本来の責務を顧みない決定だと言わなければなりません。今回の決定により、高浜原発3・4号機再稼働の動きが加速されようとしています。私たちはこれからも原告の訴えを支持し、原告や全国の市民の皆さんとともに原発再稼働反対の声を強めていきます(\*2)。

(詳細声明を後ほど公表予定)

====

\*註

(1):2015年4月14日 緑の党運営委員会運営委員会声明「[-4.14 福井地裁決定を受けて-今度こそ原発再稼働を断念し、エネルギー政策の根本的転換を](#)」参照

(2):この仮処分申し立てには緑の党の松本なみほ・長谷川羽衣子両共同代表も申し立て人として加わっており、笠原一浩・前運営委員も弁護団の一員として参加しています。